3.2　貨物船には、コードの2.3の規定に適合する適当なサイズのイマーション・スーツをすべての乗船者のために備える。ただし、第九章第一規則に定義するばら積み貨物以外の船舶については、これらのイマーション・スーツは、これらを不必要であると主管庁が認める温暖な海域の航海に常時従事する場合には、備える必要はない。

3.3　船舶がイマーション・スーツが通常積み付けられている場所から離れて位置する見張り又は作業場所（この章の第三十一規則1.4に従つて離れた場所に積み付けられる救命用の端艇及びいかだを含む。）を有する場合には、当該場所で通常見張り又は作業を行う者の数の追加のイマーション・スーツを当該場所に備えるものとする。

3.4　イマーション・スーツは、迅速に近づき得る場所に備えるものとし、その位置について明確な表示をする。

3.5　この第三十二規則の規定によつて要求されるイマーション・スーツは、この章の第七規則3に定める要件を満たすために使用することができる。

九十一　第三章第三十五規則4の次に5として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

5　訓練手引書は、船舶内の作業言語で記載する。

九十二　第三章第三十七規則の次にC部として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

C部　代替的な設計及び配置

第三十八規則　代替的な設計及び配置

1　目的

この第三十八規則は、救命設備についての代替的な設計及び配置に関する方法を定めることを目的とする。

2　総則

2.1　救命設備は、代替的な設計及び配置が関係要件の意図を満たし、並びにこの章と同等の水準の安全性を備える場合には、B部に定める要件から逸脱することができる。

2.2　代替的な設計及び配置がB部に定める要件を逸脱する場合には、当該設計及び配置の工学的解析、評価及び承認は、この第三十八規則の規定に従つて実施する。

3　工学的解析

工学的解析は、国際海事機関が作成する指針に基づき、準備され、及び主管庁に提出されるものとし、少なくとも次に掲げる要素を含む。

.1　関係する船舶の種類及び関係する救命設備の決定

.2　当該救命設備が適合されないこととなる規定上の要件の特定

.3　提案された代替的な設計が規定上の要件を満たすことがない理由の特定。これは、他の認定された工学上又は産業上の基準に適合することによつて補足される。

.4　関連する規定上の要件によつて示された船舶及び救命設備についての性能基準の決定

4.1　性能基準は、B部の関連する規定上の要件を下回らない水準の安全性を定める。

4.2　性能基準は、数値化された、かつ、測定可能なものとする。

.5　代替的な設計及び配置の詳細な記述（設計に使用された仮定及び提案される操作上の制限又は条件の一覧表を含む。）

.6　代替的な設計及び配置が安全性能基準を満たすことを示す技術的論証

.7　提案に関連する潜在的な過失及び有害性の特定に基づく危険性の評価

4　代替的な設計及び配置の評価

4.1　3の規定によつて要求される工学的解析は、国際海事機関が作成する指針を考慮の上、主管庁により評価され、及び承認される。

4.2　主管庁が承認した書類の写しであつて、代替的な設計及び配置がこの第三十八規則に適合することを示すものは、船内に備え置くものとする。

5　情報の交換

主管庁は、承認した代替的な設計及び配置に関連する適切な情報を国際海事機関に通報し、同機関は、すべての締約国政府に対しその通報を回章に付する。

6　条件の変更による再評価

代替的な設計及び配置に定める仮定及び操作上の制限が変更された場合には、工学的解析は、変更された条件の下で実施され、主管庁が承認する。

九十三　第四章第四規則の次に第四―一規則として次のように加える。（平成二十一年七月一日効力発生）

第四―一規則　GMDSS衛星プロバイダ

海上安全委員会は、この章の規定に基づき、海上における遭難及び安全の世界的な制度（GMDSS）における移動通信衛星業務の規定を評価し、承認し、見直し、及び監督するための基準、手続及び措置について決定する。

九十四　第四章第七規則1中、.3を次のように改める。（平成二十二年一月一日効力発生）

.3　次の要件を満たす九ギガヘルツ又はAISのために使用される周波数で運用することができる捜索救助位置表示装置

九十五　第四章第七規則1中、.6.1を次のように改める。（平成二十二年七月一日効力発生）

.6.1　四百六メガヘルツの周波数帯で運用する極軌道衛星業務によつて遭難警報を送信することができること。

九十六　第四章第九規則1中、.3.3を次のように改める。（平成二十二年七月一日効力発生）

.3.3　船舶地球局によるインマルサット静止衛星業務

九十七　第四章第十規則1中、.4.3を次のように改める。（平成二十二年七月一日効力発生）

.4.3　追加の船舶地球局によるインマルサット静止衛星業務

九十八　第四章第十規則2中、.3.2を次のように改める。（平成二十二年七月一日効力発生）

.3.2　船舶地球局及び次のいずれかのものによるインマルサット静止衛星業務

九十九　第四章第十五規則9を次のように改める。（平成十八年七月一日効力発生）

9　衛星系EPIRBは、

.1　運用上の効率のすべての側面に関し、運用上の周波数の発射、分類及び登録を審査することに特に重点を置いて、次に掲げる間隔で毎年試験をするものとする。

.2.1　旅客船については、旅客船安全証書の満了の日前三箇月以内

.2.2　貨物船については、貨物船安全無線証書の満了の日前三箇月以内又は検査基準日の前後三箇月以内

試験は、船舶内又は承認された試験場で行うことができる。

.2　承認された陸上の保守施設において行われる保守を五年を超えない間隔で受けるものとする。